

公開日: 2024/12/26

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』 【第88話】 「川崎重工業の裏金問題と国税通則法」

筆者: ハツ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉
『所得課税第三部門にて。』
【第88話】
「川崎重工業の裏金問題と国税通則法」



公認会計士・税理士 ハツ尾 順一

「修正申告か・・・」

中尾統括官は、広げた新聞を見ながら、呟く。

川崎重工業が海上自衛隊の潜水艦乗組員らの物品・飲食代を裏金から支出していたとされる問題で、税務調査した大阪国税局が約12億円について経費と認められない「交際費」にあたると指摘し、同社が修正申告する方針であることがわかつ

た。時効にかからない2023年3月期までの6年間が対象で、約12億円の全額が所得隠しと認定される見通しだ。

(※) 朝日新聞デジタル2024年12月23日掲載記事より抜粋。

「ようやく修正申告をするんですね」

傍らにいた浅田調査官が、新聞を覗きながら、頷く。

「・・・この事件は、2024年7月3日の新聞に大きく載っていたのだが・・・結局、12億円の全額が所得隠しと認定されることになったのか・・・」

中尾統括官は、新聞を見ながら言う。

新聞では、「税務調査に関わる内容は回答を控えるが、修正申告は年度内にしたいと考えている」と川崎重工業は答えている。

「・・・会社が自ら修正申告をすると答えているので・・・会社は全面的に大阪国税局の主張を認めているということですね」

浅田調査官は、中尾統括官の顔を覗く。

「そりゃあそうだろう・・・12億円の裏金を海上自衛隊員への贈答品や飲食費に使っていたのだから・・・弁明の余地はない」

中尾統括官は、自信たっぷりに言う。

「・・・新聞によると、修正申告が6年間となっていますが、一番古い2016年3月期が国税通則法70条5項1号から外れたということで、現時点で、会社の確定申告の法定申告期限から7年が過ぎてしまったのですね」

浅田調査官は、国税通則法70条5項1号を見る。

次の各号に掲げる更正決定等は、第1項又は前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

(下線：筆者)

「そして、この12億円が所得隠しとして重加算税の対象になる見通しだと報道されている・・・すなわち、隠蔽・仮装に該当するということですね」

浅田調査官は、国税通則法68条1項を、カッコ書きを飛ばして読み上げる。

第65条第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(下線：筆者)

「・・・川崎重工業のケースは、『偽りその他不正』であって、また『隠蔽・仮装』にも該当するので、税負担はかなり重くなるだろう・・・更に、『偽りその他不正』の場合、延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例を受けることができない」

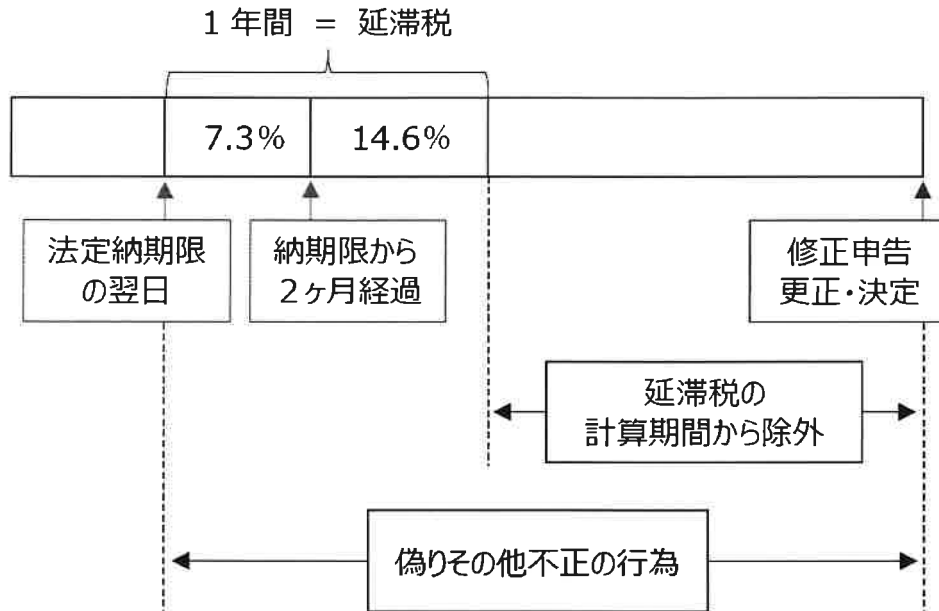
今度は、中尾統括官が税務六法を開き、国税通則法61条1項を見る。

修正申告書（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書（次項において「特定修正申告書」という。）を除く。）の提出又は更正（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正（同項において「特定更正」という。）を除く。）があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第2項に規定する期間から当該各号に定める期間を控除して、同項の規定を適用する。

(下線：筆者)

「・・・通常の場合、延滞税の計算は特例計算で1年間のみだけど、『偽りその他不正』の場合には、その特例がなくなる・・・」

そう言うと、中尾統括官は、机の上で、図を描く。



「・・・このように、通常の場合、特例計算で、延滞税の計算期間を1年間のみとしているのは、①納税者に対して負担が重いことと、②税務調査の時期によって納税者の負担が異なり、不公平となることが理由だ・・・ただし、『偽りその他不正の行為』に該当する場合は、この図のように全期間に延滞税が課せられる・・・したがって、最長7年間に延滞税が課せられると、その負担は、重加算税を超えることになる・・・」

中尾統括官は、そう言うと、再び、新聞に目を落とす。

「・・・川崎重工業は追加の税金負担を見越し、費用として約6億円を計上している・・・と新聞で報道されているが、所得隠しとして12億円が認定されているから、それだけで足りるのか、少し疑問だけれど・・・納税者は、不正行為をすると、そのツケが大きいことを認識しなければならない・・・」

中尾統括官は、新聞を畳んで、ポンと机の上に置く。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』」は、不定期の掲載となります。